

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立北部医療センター安佐市民病院（以下「病院」という。）における放射線被ばく線量測定検査業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

2 発注者は、医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2に基づき、病院の放射線管理区域内での継続的な被ばく線量を適切に測定するため、受注者に対し本業務を委託する。

(定義)

第2条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 職員：病院の職員

(2) 素子：放射線測定器を構成する部品のうち、測定部に係るもの

(業務内容)

第3条 本業務は、次の各号に掲げるとおり、受注者が放射線測定器を発注者に貸与し、発注者から返却された当該測定器に係る測定結果を報告するものとする。なお、発注者は、病院の放射線管理区域内に立ち入る職員で、予め受注者が本業務で使用するシステムに登録されている者に放射線測定器を装着させ、1か月ごとに使用済みの当該測定器をまとめて、受注者に返却するものとする。ただし、不均等被ばくをする職員については、放射線測定器を2個装着するものとする（女性は腹部及び頭頸部、男性は胸部及び頭頸部）。また、水晶体の被ばく線量が、法令限度を超える職員については、更に放射線測定器（水晶体用）を装着するものとする。

(1) 仕様

貸与する放射線測定器の仕様は、次に掲げるとおりとする。

ア 測定する放射線の種類及びエネルギー量等は、下表のとおりとする。

① 体幹部用(X・ γ 線、 β 線用)

測定エネルギー X・ γ 線 10KeV～10MeV、 β 線 300KeV～3MeV

線量範囲 X・ γ 線 0.1mSv～10Sv、 β 線 0.1mSv～10Sv

② 体幹部用(中性子)(X線・ γ 線・ β 線、熱中性子線、高速中性子線専用)

測定エネルギー X・ γ 線 10KeV～10MeV、 β 線 300KeV～3MeV

熱中性子線 0.025eV～0.5eV

高速中性子線 100KeV～10MeV

線量範囲 X・ γ 線 0.1mSv～10Sv、 β 線 0.1mSv～10Sv

中性子線 0.1mSv～50mSv

※熱中性子線では0.1mSv～6mSv、高速中性子線では0.2mSv～50mSv

③ 手指用(X・ γ 線又は β 線用)

測定エネルギー X・ γ 線又は β 線 10KeV以上

線量範囲 X・ γ 線 0.2mSv～1Sv、 β 線 0.4mSv～1Sv

④水晶体用(X・ γ ・ β 線用)

測定エネルギー X・ γ 線 15KeV～6MeV、 β 線 1MeV～3MeV

線量範囲 X・ γ ・ β 線 0.1mSv～1000mSv

- イ 堅牢、軽量、小型で装着が容易であること。
- ウ 常温においてフェーディング（退行現象）が90日間で0.5%以下であること。
- エ 素子の感度における個体差が小さいこと。
- オ 放射線測定器への素子の着脱が容易で確実であること。

(2) 数量

発注者が受注者に測定検査を委託する年間予定発注数量は、下表のとおりとする。
ただし、予定発注数量についてはこれを担保するものではない。

区 分	1 年間予定発注数量
X線・ γ 線、 β 線対応型	7, 470 件
X線・ γ 線、 β 線・中性子線対応型	60 件
X線・ γ 線または β 線対応型(手指用)	80 件
X線・ γ 線・ β 線対応型(水晶体用)	190 件

(3) 貸与

受注者は、次に掲げる事項に留意し、放射線測定器を発注者に貸与すること。

- ア 放射線測定器は毎月発送し、各月の区別ができるようにすること。なお、遅滞なく余裕を持って送付すること。
- イ 新規、破損又は老朽等の理由にかかわらず、放射線測定器の装着用具は無償で貸与すること。
- ウ 発注者から放射線測定器の紛失又は事故等の発生の報告があったときは、代替の放射線測定器を速やかに貸与すること。

(4) 登録

受注者は、発注者から放射線測定器を装着する職員の新規登録及び登録内容の変更について申請があった場合は、速やかに登録を完了すること。なお、この契約の履行開始日前に当該職員の登録を完了すること。

(5) 報告書の提出

受注者は、下表に掲げる3種類の報告書を発注者に提出すること。なお、実行線量が発注者の別途指定する管理基準線量を超えた職員を確認したときは、この報告にかかわらず、発注者の別途指示する方法により速やかに発注者に報告すること。水晶体における等価線量が当該基準の3倍、又は皮膚における等価線量が当該基準の10倍を超えたときも同様とする。

1 測定結果一覧表
放射線測定器を装着した職員全てについて、測定月における測定値、放射線の種類、実効線量及び等価線量並びに1か月、四半期、単年及び5年の累積を記載し、報告する内容が関係法令の条件を満たすもの。なお、この契約の履行開始日以前の職員の被ばく線量を、積算線量として記載すること。
2 個人別報告書（月間）
放射線測定器を装着した職員について、その測定結果を職員別に記録したもの。その他は上記1に準じる。
3 個人別報告書（年間）
上記2に準じる。

(業務実施報告書)

第4条 広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書の様式は別紙「業務実施報告書」とし、下記に定める履行期間分をそれぞれ翌月10日（3月分については3月31日）までに提出すること。

令和8年度

履 行 期 間
令和8年4月1日～令和8年4月30日
令和8年5月1日～令和8年5月31日
令和8年6月1日～令和8年6月30日
令和8年7月1日～令和8年7月31日
令和8年8月1日～令和8年8月31日
令和8年9月1日～令和8年9月30日
令和8年10月1日～令和8年10月31日
令和8年11月1日～令和8年11月30日
令和8年12月1日～令和8年12月31日
令和9年1月1日～令和9年1月31日
令和9年2月1日～令和9年2月28日
令和9年3月1日～令和9年3月31日

令和10年度

履 行 期 間
令和10年4月1日～令和10年4月30日
令和10年5月1日～令和10年5月31日
令和10年6月1日～令和10年6月30日
令和10年7月1日～令和10年7月31日
令和10年8月1日～令和10年8月31日
令和10年9月1日～令和10年9月30日
令和10年10月1日～令和10年10月31日
令和10年11月1日～令和10年11月30日
令和10年12月1日～令和10年12月31日
令和11年1月1日～令和11年1月31日
令和11年2月1日～令和11年2月28日
令和11年3月1日～令和11年3月31日

令和9年度

履 行 期 間
令和9年4月1日～令和9年4月30日
令和9年5月1日～令和9年5月31日
令和9年6月1日～令和9年6月30日
令和9年7月1日～令和9年7月31日
令和9年8月1日～令和9年8月31日
令和9年9月1日～令和9年9月30日
令和9年10月1日～令和9年10月31日
令和9年11月1日～令和9年11月30日
令和9年12月1日～令和9年12月31日
令和10年1月1日～令和10年1月31日
令和10年2月1日～令和10年2月29日
令和10年3月1日～令和10年3月31日

令和11年度

履 行 期 間
令和11年4月1日～令和11年4月30日
令和11年5月1日～令和11年5月31日
令和11年6月1日～令和11年6月30日
令和11年7月1日～令和11年7月31日
令和11年8月1日～令和11年8月31日
令和11年9月1日～令和11年9月30日
令和11年10月1日～令和11年10月31日
令和11年11月1日～令和11年11月30日
令和11年12月1日～令和11年12月31日
令和12年1月1日～令和12年1月31日
令和12年2月1日～令和12年2月28日
令和12年3月1日～令和12年3月31日

(業務引継ぎ)

第5条 受注者は、契約終了又は契約解除等により受注者が変更となる場合、業務が円滑に引き継がれるよう、放射線測定器を装着する職員の積算線量等の必要な情報について新たな受注予定者と調整するものとする。なお、これらの引継ぎにかかる費用は全て受注者の負担とする。

(その他)

第6条 業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

別紙

業 務 実 施 報 告 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人広島市立病院機構 理事長 様

印

令和 年 月分の広島市立北部医療センター安佐市民病院放射線被ばく線量測定検査業務について、下記のとおり実施したので報告します。

記

区 分	件 数
X線・ γ 線、 β 線の測定検査	件
X線・ γ 線、 β 線・中性子線の測定検査	件
X線・ γ 線または β 線の測定検査（手指用）	件
X線・ γ 線、 β 線の測定検査（水晶体用）	件

以上

（履行確認 令和 年 月 日）